

【応急仮設住宅に関する質問】

Q 今回の制度で公営住宅へ入居した者は、1年経過後に引き続き家賃を払って住み続けることができますか？

A 公営住宅の入居要件を満たしている場合は、1年経過後に正式入居することができます。

Q 借り上げ型の応急仮設住宅について、2年を過ぎても入居継続できますか？

A 北海道と大家さんとの契約は終了してしまうので、別途大家さんに確認の上契約して欲しい。

Q 借り上げ型応急仮設住宅の申し出をできるタイミングは？

A 罹災証明発行後となります。ただし、すでに入居先が決まっているなどの個別事情による相談は申し出てください。

Q 応急仮設住宅でペットは飼えますか？

A 可能です。また、借り上げ型については大家さんと協議する必要があります。なお、公営住宅では飼えません。

Q 借り上げ型の応急仮設住宅について、入居先は町外でも可能ですか？

A 北海道としては問題ありません。ただし、今後の支援情報が入りにくなる可能性があるのでできれば町内もしくは近隣に住んでいただきたい。

Q 応急仮設住宅は自分で見つけた物件も該当しますか？

A 該当します。

Q 選考基準では「要介護」とあるが、「要支援」になった場合の取扱は？

A 選考基準上の決まりであり、要介護より低くなってしまいます。

Q 住家に被害は無かったが、避難指示（勧告）区域で家には帰れない。そういう場合には申し込みはできますか？

A 基準によると、事情があり1ヶ月以上家に帰れない方は「みなし全壊」とな

るので可能です。

Q 応急仮設住宅の入居時期は？

A 9月25日着工で完成が10月末頃なのでそれ以降となります。

【申し込み等に関する質問】

Q 10月7日の申し込み期限を超えてしまった場合は？

A 随時受付を行います。

Q 仮申込書の提出先は？

A 安平町保健センター（総合庁舎横）または総合支所（ぬくもりセンター）までお願いします。

【家屋調査などに関する質問】

Q 住家の様子から「一部損壊」程度と思われるが、もう住みたくない。普通に公営住宅を申し込めますか？

A 今のところ、被災者優先で処置しており一般申し込みは中止しています。今後個別相談の上、ケアしていきたい。

Q 罹災証明の調査は外部調査とのことだが、内部調査を申し出るタイミングは？

A 罹災証明の発行申請時に申し出ていただきたい。外観調査と内部調査を同時に行う場合調査効率が落ちるため外観の損傷と同様に内部の被害部分としています。参考ではあるが、内部調査は各面の被害状況の積み上げで積算していく関係上、外部調査より被害度合いが低くなる傾向にあります。

Q 全壊・半壊などの基準は？

A 国の基準では、全壊「多分修理は難しいのではないか」、大規模半壊「大規模な修理を行えば居住可能」、半壊「修理を行えば居住可能」一部損壊「軽度の修理で十分居住可能」との目安になっています。

【避難所に関する質問】

Q避難所の閉鎖は考えているのですか？

A現在 4 箇所を集約してきており、最終的には「町民センター」「追分公民館」の 2 箇所としたい意向。住む場所がケア出来ない人がいる限り、移住促進住宅の活用など形を変えてでも継続していきます。

【その他 問い合わせの質問】

Q契約期間満了後行くところがない場合どうすればよいのですか？

A現在、仮住まいの対応を急いで行なわせていただいている。今後、その後のケアについては協議していきたい。

Q大家から、修繕は難しいので退去を求められているが申し込めますか？

A今後、色々な事例を集めてケアについては協議していきたい。

Q問い合わせ先を教えてください

A 応急仮設住宅の建設に関すること

北海道保健福祉部総務課政策調整グループ

011-231-4111 内線 25-127、25-128

応急仮設住宅・民間賃貸住宅の入居に関すること

安平町役場健康福祉課福祉グループ

0145-29-7071

公営住宅（一時使用）の入居に関すること

安平町役場建設課施設グループ 0145-22-2516